

保医第170号
令和7年3月14日

医療・福祉施設等代表者 各位

岡山県知事 伊原木 隆太

令和6年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について

県では、物価高騰の長期化を受け、「令和6年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」を創設しました。

申請期間は、令和7年3月19日（水）から4月18日（金）までとなります。

申請方法、支給要件、問合せ先等を記載した同封の「令和6年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の御案内」を確認の上、申請期間内に「交付申請書兼請求書」（様式第1号）を提出してください。

■事務担当

岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター


電話：086-226-7865

平日9:00~17:00（12:00~13:00を除く）

Mail：bukkakoutou@pref.okayama.lg.jp

令和6年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の御案内

この支援金は、物価高騰長期化の影響を受けているものの、公定価格により運営されているため、患者、利用者等に光熱水費や食材料費などの負担を転嫁できない医療施設、福祉施設等の安全・安心で質の高い医療、福祉サービス等の維持を目的として、交付するものです。

申請期間					
令和7(2025)年3月19日(水)～4月18日(金)					
申請方法					
郵送の場合 (申請期限: 4月18日(金)の消印有効) ・同封の申請書に必要事項を記入の上、下記まで郵送してください。 【送付先】〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター あて	配達状況は県では確認できませんので、ご希望の方は郵便局の「郵便追跡サービス」等のご利用をお勧めします。				
電子申請の場合 (申請期限: 4月18日(金) 23:59) ・下記URL又はQRコードよりアクセスの上、申請してください。 https://bokform.jp/Bok/bukkakoutou2025					
<table border="1"><tr><td>ログインID</td><td>【同封の申請書(左上)記載の個別番号11桁】</td></tr><tr><td>パスワード</td><td>8888</td></tr></table>	ログインID	【同封の申請書(左上)記載の個別番号11桁】	パスワード	8888	
ログインID	【同封の申請書(左上)記載の個別番号11桁】				
パスワード	8888				
※パスワードは、初回ログイン時に変更が必要となります。					
提出書類					
・令和6年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号) ・振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し					
お問い合わせ先					
岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター (電話) 086-226-7865 (受付時間) 平日9時から17時まで (メール) bukkakoutou@pref.okayama.lg.jp ※12:00～13:00を除く					

- ・申請前に必ず岡山県ホームページに掲載している交付要綱・Q&Aをよくお読みになってから申請してください。

○ 岡山県ホームページ

「令和6年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」で検索

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/955277.html>



裏面【支援金申請にあたっての留意事項】も必ず確認してください。



【支援金申請にあたっての留意事項】

支給要件（次の要件全てに対して宣誓又は同意することが必要です。）

- ①対象施設は、別表1に掲げる施設で県内に所在すること。
- ②別表3に掲げる不支給要件に該当しないこと。
- ③令和7年2月1日以前に運営を開始し、申請日時点で運営を継続している施設で、今後も事業を継続する意思があること。
- ④県税に滞納がないこと。
- ⑤申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しないこと。
- ⑥支援金の申請は同一の申請者に対し一度に限ること。
- ⑦申請内容に虚偽がなく、後日不正受給が判明した場合は、支援金の返還に応じること。
- ⑧県が関係書類の指導、調査等を行う際は、誠意をもって対応すること。

※今回申請書をお送りしている施設においても、別表3（不支給要件）に該当する場合など、支給対象としない場合がありますので、必ずご確認をお願いします。

申請書の記載事項

「1 申請者」欄

- ・申請者は、施設名等を省略せず記入してください。

「2 申請額」欄の算定方法

- ・別表1の施設種別、施設形態、施設区分に応じた基準額が申請額となります。
- ・医療施設、児童養護施設、障害福祉施設、高齢者施設の一部では、病床数、定員数に応じて算定します。

【定数による算定例】定員50人の障害福祉施設の入所施設、施設入所支援の場合

区分番号：05 障害福祉施設等－01 入所施設－01 施設入所支援

基準額：基本額8.8万円、定員加算0.8万円／1定員……（別表1より）

申請額：基本額8.8万円＋定員加算（0.8万円×50人）＝48.8万円

- ・令和6年10月2日以後運営を開始した施設は、運営開始時期に応じて、別表2で定める月割率を乗じて算定します。

「3 口座情報」欄

- ・金融機関名、口座名義等は正確に記入してください。
- ・ゆうちょ銀行をご利用の方は、通帳の3ページ目（店名、店番、口座番号）の写しも併せて添付してください。
- ・ネット銀行ご利用の場合は、口座情報が分かる画面の打ち出しを添付してください。

「4 誓約（支給要件等チェック項目）」欄

- ・よくお読みいただき、支給要件を満たしていること等を確認の上全てのチェック欄に✓を記入してください。（チェックがないものは受け付けることができません。）

その他

本支援金は指定区分ごとの申請が可能です。そのため、一施設に複数の通知が届く場合がありますので、区分番号に応じて適切に申請いただきますようお願いいたします。

◆この事業は国の「重点支援地方交付金」を財源として実施します。